

法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票**(障害福祉分野就職支援金)****要 件****(1) 次の法人であること**

申込者の就業先（内定先含む）が、障害福祉職員の業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

(2) 保証能力を有する法人であること

- ・当期純利益が2期以上連続で赤字でないこと（特別な理由がある場合を除く）
- ・純資産（資産合計-負債合計）がマイナスとなっていないこと

その他、流動比率が100%を超えているかや、連帯保証額に対して十分な現預金を保有しているかなどを総合的に判断して、審査を実施します。

(3) 法人として連帯保証すること

障害福祉分野就職支援金の連帯保証人となることを、法人の理事会、取締役会において承認していることを、理事会の議事録、取締役会議録で確認します。

提出書類について**(1) 登記事項証明書について（発行から3ヶ月以内のもの）****(2) 決算書について**

- ①提出は統括分のみ2年分です。拠点別・事業別明細は含みません。なお、3月決算の会社で提出期限までに直近計算書の作成が完了していない場合は完成している年度で2年分の計算書類をご提出ください。※その後の審査によっては、完成次第最新のものをいただく場合があります。
- ②法人登記後間もないなどの理由であっても、2年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることはできません。

社会福祉法人	学校法人	医療法人/株式会社等
ア 貸借対照表	ア 貸借対照表	ア 貸借対照表
イ 資金収支計算書	イ 収支計算書	イ 損益計算書
ウ 事業活動収支計算書	ウ 事業活動収支計算書	

(3) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ①理事会または取締役会において、申請者が千葉県社会福祉協議会の障害福祉分野就職支援金貸付〇〇万円借入申込の連帯保証人となることが法人として承認を得たことが明示された議事録を提出してください。
- ②複数人の連帯保証人となる場合には、個々の貸付対象者名や貸付金額を明示しているのが望ましいですが、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします。その場合は「連帯保証人承諾書」（様式あり）を併せて提出してください。
- ③申請前に、理事会等が開催できずに、申請時に議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」（様式あり）を提出し、理事会等開催後速やかに議事録を提出してください。

(4) 連帯保証確認書について

- ①「連帯保証確認書」に法人が連帯保証人となっている貸付金の債権をすべて記入してください。すべての資金を記入してください。
- ②連帯保証する貸付金が1件のみでも提出が必要です。

(5) 財務状況確認書について

- ①すべての法人が提出してください。
- ②提出した直近の計算書類とそれ以後の現在までの財務状況について、申告ください。

	チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類
添 付 書 類	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
	<input type="checkbox"/>	直近2年分の決算書の写し(統括分のみ)
	<input type="checkbox"/>	法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類 (法人理事会議事録、取締役会議事録)
	<input type="checkbox"/>	連帯保証確認書
	<input type="checkbox"/>	財務状況確認書